

③ 分配時調整外国税相当額の控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六五の二

令二・一・一以後終了事業年度分

区 分	取 入 金 額	①に係る分配時調整外国税相当額	②のうち控除を受ける分配時調整外国税相当額
		①	②
合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配	円	円	円
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配			
特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)(みなし配当を除く。)			
そ の 他			
計			
法 人 税 の 額 (別表一「10」又は別表一の三「6」)		6	円
法 人 税 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 ((5の③)と(6)のうち少ない金額)		7	
(5 の ③) の うち 法 人 税 の 額 を 超 え る 金 額 (5の③)-(6) (マイナスの場合は0)		8	

集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配又は特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)(みなし配当を除く。)に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の計算

個 別 法 人 による場合	銘 柄	取 入 金 額	分配時調整外国税相当額	収益の分配等の計算期間	(11)のうち元本所有期間	所 有 期 間 割 合 (12)/(11) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける分配時調整外国税相当額 (10) × (13)
		9	10	11	12	13	14
		円	円	月	月		円

銘 柄 別 簡 便 法 による場合	銘 柄	取 入 金 額	分配時調整外国税相当額	収益の分配等の計算期末の所有元本数等	収益の分配等の計算期首の所有元本数等	$\frac{(17)-(18)}{2}$ 又は12 (マイナスの場合は0)	所 有 元 本 割 合 $\frac{(18)+(19)}{(17)}$ (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控除を受ける分配時調整外国税相当額 (16) × (20)
		15	16	17	18	19	20	21
		円	円					円

そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 明 細

支 払 者 の 法 人 名	支 払 者 の 所 在 地	支 払 を 受 け た 年 月 日	取 入 金 額	控除を受ける分配時調整外国税相当額	参 考
			22	23	
		・	円	円	
		・			
		・			
		・			
		・			
		計			